

平成30年度

第52回埼玉県景観審議会

平成30年11月29日（木）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○(司会) 矢部副課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の矢部が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の落合より、御挨拶を申し上げます。

○落合課長 田園都市づくり課長の落合でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、岡田会長を初め、委員の皆様、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

埼玉県の景観審議会は、景観、屋外広告物行政に関する重要事項を御審議いただく知事の諮問機関で、様々な分野の13名の方々に委員をお願いしているところです。

本日の審議会は、報告事項が5件あります。簡単に御説明します。

まず、1つ目の「屋外広告物条例ガイドライン(案)に対する取組状況について」ですが、近年、国が社会情勢等を踏まえ、屋外広告物条例ガイドラインを頻繁に改訂して地方自治体に通知を出しております。このガイドラインは、地方自治体が屋外広告物条例を改正するときに参考とするものです。本日は、その内容と取組状況について御報告します。

本県では現在、条例改正の予定はございません。今後、条例改正の必要性が生じた場合には、本審議会に諮問し、御審議いただくこととなります。

2つ目ですが、「広域景観形成の取組について」です。これは埼玉県が取り組んでおります「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」、前回この審議会で皆様から御意見をいただいたものでございますが、この取組状況について御説明します。

3つ目の「屋外広告物の安全管理の強化の取組」につきましては、九都県市首脳会議で取り組んでおりますが、前回の第51回の景観審議会以降の取組内容について御報告します。

4つ目の「埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて」ですが、これは今年度の実施予定等について御報告します。

最後、5つ目ですが、「飯能市の景観行政団体への移行後の状況について」、これは、飯能市にある県指定の景観重要建造物を市指定に移行することなどについて御報告するものです。

本日は、諮問事項はありませんが、委員の皆様それぞれの視点から御意見をいただきたいと考えております。

結びに、今後とも本県の景観、屋外広告物行政に御指導、御支援を賜りますようお願い申

し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

○（司会）矢部副課長 それでは、資料の確認をします。

資料は、事前にお送りしておりますが、お持ちでない方はお申し出ください。

また、本日、机の上に「屋外広告物行政の法令等について」を配付しております。

資料ですが、配付資料一覧という表紙があります。これにインデックスで次第等、資料1、2、3、4、5、それから参考資料1、3、4がついています。それぞれに資料1から資料5-2まで、それと参考資料の1と3と4-4までを配付しております。

以上です。

それでは、ただいまから第52回埼玉県景観審議会を開催します。

初めに、平成30年4月に委員の方の変更がありましたので、御報告します。

お配りした資料、インデックスの次第等の2枚目に出席者名簿があります。こちらの委員の一覧表の下から3番目に記載があります長谷川泉様です。平成29年7月1日から埼玉県景観審議会規則第3条第3号の関係行政機関の職員として当審議会の委員を務めていました嶋野正史様が、平成30年3月31日に熊谷市副市長を御退任されたことから、委員を免じ、長谷川泉様が新たに熊谷市副市長に就任されたことから、関係行政機関の委員として当審議会の委員として任命したところです。

恐れ入りますが、長谷川泉様、その場で御起立、御着席をお願いします。

○長谷川委員 ただいま紹介のありました長谷川です。どうぞよろしく申し上げます。

○（司会）矢部副課長 ありがとうございます。

なお、本日の審議会ですが、委員13名のうち現在10名の御出席があり、委員の過半数の出席ですので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しますことを御報告申し上げます。

それでは、規則により、これからの進行は、議長である岡田会長にお願いしたいと思えます。

それでは、よろしく申し上げます。

○岡田議長 皆様、御無沙汰しております。久しぶりにお会いできました。今、御紹介いただきました日本大学の岡田です。

この埼玉会館、私にとっては初めての景観審議会の開催場所となります。埼玉会館といえば前川國男先生の作品になります。前川國男先生は御承知のとおりモダニズム建築の第一人者で、前からこの場所で景観審議会を行いたかったという気持ちがありました。

○岡田議長 本日は、特に諮問はありませんが、限られた時間の中で、ぜひ次回の諮問に向けて委員の皆様の忌憚のない御意見を伺いたいのが本日の狙いでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、桑田委員は所用により3時半に退席となります。御了承の程よろしく申し上げます。

それでは、議事を進める前に、まず、議事録に署名をいただく委員を指名します。

今回は、藤井委員と楠委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。

続いて、審議に先立ち、会議の公開について伺いたいと思いますが、本日の傍聴者はいませんか。「無し」ということですので、これより議事に従って進行したいと思います。

本日は、報告事項の議事が5つございます。最初に、報告事項1「屋外広告物条例ガイドライン（案）に対する取組状況について」、事務局より説明をお願いします。

○大和地主査 田園都市づくり課の大和地と申します。屋外広告物行政を担当しています。よろしく申し上げます。

では、私から説明いたします。少し細かくなります。申し訳ございませんが、座らせていただき説明いたします。

本日お配りした資料の「屋外広告物行政の法令等について」は、前回出席された方にはお話しをしていますが、今回新たに入られた方もいらっしゃいますので、屋外広告物行政がどのようなになっているかについて、再度詳細に渡って説明したいと思い、この資料を用意させていただきました。

報告事項1ですが、報告事項3の「屋外広告物の安全管理の強化の取組について」も関連がありますので、一括で説明させていただきます。御了承ください。

それでは、資料の説明ですがこちらのカラーの資料で2枚になっているものです。2枚目の一番下を御覧ください。県内の市町村がカラーで表示されています。これについての説明をいたします。説明の全編を通しますと体系が入り組んだ説明になります。このカラーで表示されている市町村の色別が関係しますので、頭の片隅に置いておいてください。

それでは資料の1枚目にお戻り願います。

屋外広告物行政には根拠となる法律があります。最初に広告物取締法が明治44年に制定されました。このときは国の事務で、国が主導して全国で同じような形で行っておりました。戦後、昭和24年に法改正があり新たに屋外広告物法ができました。この時に、従来国の事務であった広告物の規制事務を都道府県及び指定都市の事務へと大きく方向転換しております。

法では理念だけを示して、詳細は都道府県等が条例を定めて事務を行うとなっています。

そのため、現在、都道府県等が条例を定めて事務を行っています。条例ですので都道府県等が地域の事情に合った条例を定めています。

その他、県や指定都市等以外に市町村が景観行政団体になり、知事と協議することにより、屋外広告物の事務の一部について自ら条例を定めて行うことができるという規定が法第28条にあります。

次に屋外広告物法の目的を赤字で記載しております。大きく分けて3つになります。「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」、この3本柱が法律の目的でございます。この目的で、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲示する物件の設置並びに、これらの維持並びに屋外広告業について条例や必要な規則の基準を定めております。

次に、屋外広告物とは何かを説明します。法律では、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの及びこれらに類するものをいう」となっております。これを簡単に言いますと、外に向けて表示され、誰もが見られるようになっているメッセージ性があるものは、法で言う屋外広告物となります。一番分かりやすいのは、皆様のご自宅の表札が該当します。誰もが通れるところに自分の名前というメッセージをずっと出しているということで、屋外広告物法の規制の対象となります。

その他、本日お来しになる時に、ビルに色々と看板があったと思いますが、あの看板も、不特定多数の人が通れるようなところにメッセージ、会社の名前とか出していますので、法で言う屋外広告物になります。

一方、法で言う屋外広告物にならないものもあります。それは何かと申しますと、一瞬や一時だけ表示を行う、特定の方だけにしか見られないようなところにあるものは、同じ広告物ですが法等の規制の対象にはなりません。

具体的に言いますと、建物の中にある広告物というのは屋外ではなく、屋内でなおかつ中に入った人しか見られないので、同じ広告物ですが屋外広告物法等の規制の対象とはなりません。

屋外広告物法は屋外広告物行政の柱となります。この法律には大きく分けて3つのことが定められております。

1つ目が、先程申した屋外広告物の許可等に関することです。

2つ目が屋外広告業に関する事で、不動産業と同じように屋外広告物である看板の設置を頼まれてお金をもらう、一般的には屋外広告業と言われておりますが、これは登録制になっております。許可制ではなく登録制になりますので、許可よりも申請手続きが簡易になっております。その規制に関する事が定められているというのが2つ目です。

3つ目は、「士」がついている資格になりますが、屋外広告士という資格がございます。御存知の方もいらっしゃると思いますが、基本的には試験制の資格になります。この試験は、国が行いますが、法では代行させることができるとなっております。法では代行する機関はどのようなところができるのかという基準を定めております。

以上から、屋外広告物法は許可に関する事、屋外広告業に関する事、国に代わり屋外広告士の試験を実施することができる団体の基準に関する事、この3つの事が定められています。

次のページをご覧ください。県内の市町村の地図になっております。この地図がどのように法律等と相関関係があるのかですが、基本は法で、屋外広告物の事務は都道府県等が条例を定めて行うという位置付けになっています。条例ですので、県条例の場合は県内全域に適用になります。ただし、先程申したように法律の第27条と第28条に事務の執行の特例がございます。

大都市の特例の法第27条に該当するもの、これは政令市と中核市になります。埼玉県内では、政令市はさいたま市、中核市が川越市、川口市、越谷市です。川口市は、この4月1日に中核市になったばかりです。この4市は法第27条により、県とは別に自ら条例を定めて全ての事務を行うという位置付けになっております。これが下の地図で言うとグリーンの4市でございます。県の条例とは別に独自の条例を定めて全ての事務を行っております。

次に、地図の赤の市ですが、これは先程申したように法第28条の規定により、景観行政団体になって県と協議することで、許可関係等の一部になりますが、独自の条例を定めて事務を処理することができます。それを行っているのが、戸田市と新座市と春日部市と八潮市と三郷市の5市になります。屋外広告物の許可等については、独自の条例を定めて行っているため、県条例の規制がかからない地域になっています。

以上から、現在県内には埼玉県条例、それから政令市及び中核市の条例が4つ、景観行政団体で県と協議し独自条例を定めたところが5つあり、合計で県内には10の屋外広告物条例が存在します。

その他、先程法第28条の規定で、景観行政団体になって、知事と協議すると独自条例を定

められると言いましたが、景観行政団体ではあるが知事と協議をしていないところが、オレンジの市になります。これらの市から、県に独自条例を定めたいと協議の申し出があれば、県が条例で定めることにより、赤と同様に独自条例を制定することができる資格を持っている市になります。

これらの市はまだその意思表示をしていないので、知事の権限の移譲により県の条例を適用して事務を行っています。

そのうちの熊谷市は、来年4月1日から独自条例を定めて施行予定と記者発表しています。オレンジの区分から赤の区分になりたいという意思表示をされていて、県は9月議会でそれに必要な手続きをいたしました。熊谷市は昨日、12月の市議会に提案するという記者発表をされたところです。

このような制度があるので、市町村は希望があれば独自性を出した条例制定を行うことができます。

今までは条例の話です。先程申したとおり現在県内には10の条例があります。地図で言うと県の条例と独自条例市のグリーンが4つ、赤が5つです。

この他に、もう一つ許可事務の話がございます。先程県が屋外広告物の事務を行うと申しました。赤とグリーンの市は独自条例を定めて自らの権限で許可等の事務を行っています。それでは、残りの市町村については全部県が許可等の事務を行っているのかという話になります。原則はそのとおりです。

実は、先程法で独自条例を制定し許可事務等を実施できると申しましたが、それとは別に、県の許可事務の権限を市町村に移譲できるというのが屋外広告物法に定められています。それは屋外広告物法第28条の中に先程の独自条例制定の規定とは別に定められております。知事の権限の事務で、住民の意向の的確な反映、住民の利便性の向上及び地域の活性化の観点からも、住民に身近な行政は、できる限り住民に近い市町村が担うことが望ましいことから、それに該当する事務については、知事が地元の市町村と協議をすることにより、地元の市町村が承諾したら、その事務の権限を移譲できるということが法第28条に定められております。

現在、埼玉県内には63市町村があります。県では市町村への知事の権限の移譲を進めており、グリーンと赤の市を除いた54の市町村が対象となりますが、このうちの52市町村については、既に市町村と協議をして承諾を得ており、屋外広告物の許可等の事務の権限を移譲して、市町村が県条例を適用して事務を行っております。

現在残っているのは蕨市と長瀨町になります。この2市町については移譲していないので

県が自ら行っています。

このような状況にあるため、県が屋外広告物条例を改正すると、県の許可事務の権限を移譲して、県条例を適用して事務を行っている市町村全てに影響することから、県の一存で変えることができず、事務の移譲をしている市町村と調整する必要があるということをお承知願います。

以上が屋外広告物の法令等の体系でございます。

これを踏まえて、報告事項1の「屋外広告物条例ガイドライン（案）に対する取組状況について」を説明いたします。こちらは先程課長から説明があったとおり、国から出ている条例制定の参考とするためのガイドラインです。

屋外広告物行政は条例を定めて行います。条例ですので、先ほど申したとおり都道府県等が地域の実情に合わせてそれぞれ制定することになります。それはそれでいいのですが、現在国が屋外広告物法に基づく制度的確な運営を支援していく趣旨から、都道府県等に参考にしていただきたいというものを出示しております。それがこのガイドラインになります。どの都道府県等もこれを参考にして条例を定めているので、似たような条例の構成になっております。今、参考に付けさせていただいたガイドラインの改正通知が頻繁に出ております。

1番目の改正についてですが、屋外広告物の安全性確保の徹底です。平成28年の4月に出ております。

これは札幌でビルの看板の一部が落下して歩行者に当たったことがきっかけです。その方は今でも昏睡状態が続いています。この事故では落下した看板について一応目視点検をしていました。しかし、それでも落下してしまったので、適切な点検などの看板の安全管理がなされていないのではないかということで国が動き、国はガイドラインに有資格者による安全点検の義務化を追加したガイドラインの改正を行い都道府県等に通知しました。それが参考資料1-1です。これがその通知になります。

この内容は簡単に言いますと、先程申したように看板の安全確保のための点検等が適正になされていないのではないかということで、有資格者による点検の義務化を条例で定めることを考えてくださいという内容でございます。

これを受けて、県では有資格者による点検の義務化をする方向で検討に入ったのですが、関係者、屋外広告業界や看板の持ち主等に色々と話を聞いていくうちに、そもそもこの条例や規則があるということがあまり知られていないのではないかと考えました。

所有者等は、条例等があつてそこに自らに補修その他必要な管理を怠らないようにし、良



好な状態に保持しなければならないということが義務付けられているということを知らないという状態から、いきなり条例で有資格者による点検が義務化され、お金がかかる仕組みになってしまうというのはちょっと時期尚早ではないか。屋外広告物条例等で、所有者等はその所有等する屋外広告物の安全管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならないと定められている。まずは、所有者等は自主管理を行わなければならないということが条例に定められているということを広く周知して、それでも所有者等が安全性を確保するために適切な管理を行わないのであれば、安全性の確保の徹底のため有資格者による義務化もやむを得ないのではないかと考えました。また併せて、広く周知するにはどのように行ったらいいのかということを考えました。

これは屋外広告物行政の同一の課題になるのではないかと考え、その時に議題を募集していた1都3県の知事と、その政令市、神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市、埼玉県はさいたま市、千葉県は千葉市が構成員になっている九都県市首脳会議に、同じ行政の課題なので一緒に取り組みませんかと埼玉県から提案したところ、提案に賛同していただき採択され、広く周知を図る取組として九都県市で連携して行うこととなりました。これが九都県市首脳会議の「屋外広告物の安全管理の強化に係る取組」です。

これについては、前回の第51回の景観審議会のとときに、この取組が採択され、九都県市が連携して周知活動を行いますという説明をしております。今日の報告はその結果です。報告事項の3がこの結果の内容になります。資料3を御覧ください。前段と背景は今申したことで、今日報告するのは資料3の裏側のページの2です。真ん中の(2)が九都県市で連携して周知活動をどこに、どのように行ったのかの一覧になります。

九都県市の担当者が一堂に会して協議して作成し、周知に使用したものが参考資料の3になります。リーフレットと2ページにある依頼文、これを団体の事務局に持参して、団体の事務局から構成員に配付をお願いしました。依頼は九都県市の首長が連名で行いました。

依頼先ですが、九都県市のスケールメリットがあるので、一県単位ではなかなか行きづらい経営者協会や経済同友会等に依頼に行きました。依頼先の一覧が(2)の表です。主な依頼先は、各都県の経済同友会、各都県の経営者協会、これは経団連の各都県の事務局になります。それから各都県の商工会議所連合会や商工会連合会などへ依頼に行っています。

構成員の方が事務局から配付していただいたリーフレットを見て、所有者等は安全管理として点検等を行わなければならないということに結構反応があったところです。

また、この周知活動で看板の所有者等から、点検等はどこに頼んだらいいのかという問い

合わせがあるかもしれないことを想定し、参考資料の3の4ページになりますが、看板の点検等ができる屋外広告業団体業界あてに出した、九都県市でこのような取組を行っているので、看板の所有者等から何かしらのリアクションがあった場合には対応をお願いしますという依頼文でございます。

それから、6ページ目になりますが、会社名の看板はビルに付いているものが多いことから、ビルメンテナンス業界にも依頼したものでございます。

持ち主への周知だけでなく、その受け皿となる側にも協力を依頼しております。

以上が報告事項の3でございます。

資料1にお戻りください。この九都県市の取組は、今年の4月25日に開催された会議で結果を報告して終了しました。

その後、埼玉県は単独で周知活動を行うこととし、その対象を商店街の個人商店主等といたしました。調べたところ県条例を適用している54市町村のうち40市町に商店街がありました。その商工会議所や商工会に周知の協力を依頼し、7月から11月上旬にかけて、商店街の会長から構成員の皆様に対してチラシを配付していただき、商店街の個人商店主等に対する周知を行ったところです。なお、一部の市町についてはアンケートも行いました。

これらの活動を踏まえて、資料1の(3)の今後の方針になりますが、この九都県市首脳会議の取組と県単独の商店街への周知の取組の結果を踏まえて、有資格者による点検を義務とする条例化の必要性について現在検討しているところです。

この有資格者による点検の義務の条例化については、国のガイドラインの改正通知を受けて、全国では14府県で既に条例化されております。

県内でもこのガイドラインどおりではないのですが、さいたま市が昨年9月に市条例を改正し、さいたま市内では点検が義務化されております。その内容は、自主点検計画を作成しなければならないということになっています。国のガイドラインの点検のイメージでは、3年に一度、有資格者に点検をお願いするというものですが、それを若干修正した内容で、さいたま市は条例化しております。

以上が資料1の「屋外広告物等の安全管理の強化の取組について」です。

続きまして資料1の2ページになります。「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化」です。参考資料の1-2になります。これが国から通知されたものになります。内容ですが、要点が資料1の2ページに記載されています。ここに書かれていることを簡単に言うと、日本は観光先進国の実現に向けて頑張っている。「明日の

日本を支える観光ビジョン」を策定し、その中の施策の1つとして「稼ぐ力を導入」を位置付けたので、この施策により公共デジタルサイネージによる看板をどんどん増やして行きましょう。そのために屋外広告物規制の条例の弾力的な運用をお願いしたいというものです。

これを受け、国は各地域に広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するためガイドラインを改正したということでこの通知が出ております。その手法は、広告主が看板を出すときの広告料を看板の設置費用や維持管理に充てることを条件に、例えば駅前広場など今禁止地域になっているところに許可制で、デジタルサイネージの看板を出すことができるようにするというものです。

現在条例で規制されているところに、条例の弾力的な運用で規制を緩和して掲出できるようにすることを考えてくださいという通知です。

広告料を設置費用等に充てるということは、設置者の費用負担が無くデジタルサイネージの看板の設置ができることとなります。設置を希望する者が費用負担をすること無く設置できるのはいいことではないかとなります。

これは主に観光先進国の実現に向けて、インバウンドと観光、特に観光客の利便を図ることを目的としており、本来禁止地域になっているところに特例としてこの手法でのみ許可制で屋外広告物を出せるようにするという事です。

この通知を受け、県は市町村にこのような手法で看板を掲出する希望がありますかという照会をしたところ、観光客向けにこのような看板を設置することはいいことだと思うという意見が多くありました。

併せて、広告料を負担して設置をしてくれそうな広告主のあてがありますかと照会したところ、上尾市からのみ、いるかもしれないという回答がありました。それ以外の市町村からは、設置したい希望はあるが費用を負担してくれる広告主の予定はないという回答が多かったというのが(2)になります。

今後の方針ですが、この手法は、禁止地域に許可制でというところが課題になります。それは、先程申したように屋外広告物の許可等の事務は、埼玉県では市町村がほとんど行っていることから、市町村との調整が必要になります。条例を改正するという事は、市町村にこの手法での許可事務という新たな負担がかかることとなります。それも今までとは違う内容の許可制になりますので審査内容も多くなります。この申請の対応について可能と全市町村が言ってくれる調整をしないと改正はできないということになります。

先程この申請が見込めそうなのは、上尾市のみから回答があったと報告いたしました。そ

れ以外の市町村では見込みはないということでした。そうした場合、上尾市のみが実施可能になれば解決できます。

その解決策としては、上尾市だけが実施可能となればいいのではないかと、それが可能な規定として屋外広告物法第28条に、景観行政団体になって県と協議することにより独自の条例を定めて許可事務を行うことができるという規定がございますので、それを提案していこうというのが今後の方針の案の1つです。

この通知については、全国的に対応に苦慮しているようです。今これを条例化しているのは全国でまだ3県だけです。岩手県と宮城県と三重県の3県です。それ以外の県はまだ検討中とのことです。それが資料1の2の内容です。

次の3ですが、これも基本的な趣旨は2と同じです。これは、「エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、屋外広告物条例による広告物の掲出禁止区域であってもエリアマネジメント広告の掲出を許可するなどの規制の弾力化」を図ってもらいたいということで、参考資料1-3に通知があります。

この内容は、エリアマネジメント活動として地域の防犯活動なども対象にしていますが、エリアマネジメントの活動が進まない原因は、実施する団体の活動経費がない、財源がないということなので、実施を希望する団体があったら、財源確保の観点から禁止地域に看板を許可制で出せることにして、その看板の広告料を活動の財源に充てることとする。

2と同様に許可制になりますが、このようなエリアマネジメント活動の支援を国として行うためガイドラインを改正し通知するので、都道府県等で条例改正について検討をお願いしますという内容です。

この活動は、NPO団体がやることが多いのですが、このような活動を希望する団体の情報を持っているかを市町村に照会したところ、鴻巣市と深谷市と上尾市から、NPO団体が希望しそうだという回答がありました。実際に可能なのかがまだ明確ではないですが、希望が3市しかございませんでした。

この通知の対応については、3市しか該当がないことから、2と同様に3市が独自条例を定めて個別に対応していただくことを対応方針の1つとして考えております。

これについては、現在条例を改正しているのは岩手県と大阪府のみです。

次に4ですが、これは2と3に比べて内容が屋外広告物法に関するもののため扱いが重要になります。

4は「田園住居地域」を新たに禁止地域に位置付けするというものです。これは「田園住

居地域」が都市計画法の用途地域の中に新たに位置付けられ4月1日から施行されました。

これまで用途地域は12ありましたが、13番目の用途地域となります。現在の県内を用途地域で分けると12の用途地域と、用途地域の定めがないところということで区分としては13になります。これが新たに13の用途地域と用途地域の定めがないところということで区分としては14になりました。

新たにできた「田園住居地域」は、現在ある用途地域からチェンジするイメージになります。それではどの用途地域からチェンジするのかですが、国からの通知、参考資料1-3の下段のところに書かれています。この下段の内容と概要について説明したものが資料1-3の10ページにあります。この資料は、「田園住居地域の創設」という国から出ている資料になります。新たに「田園住居地域」という用途地域を創設したので、指定を考えてくださいという内容です。

では、新たにできた用途地域の「田園住居地域」はどこを予定しているのかですが、農地が固まっている地域や住居が固まっている住居地域が隣接するところ、農地もあるけど、住居もある、そういうところを「田園住居地域」とするイメージです。

それでは、具体的に現在のどの用途地域からチェンジするのかですが、資料の左に用途地域の区分で、第一種と第二種の住居専用地域低層と、真ん中に第一種・第二種の中高層住居専用地域があります。この用途地域からチェンジするイメージです。

資料の中に国の田園住居地域の基準が書かれていますが、これとは別に都道府県が細かい基準を作成できることになっています。

今、県の都市計画課で細かい基準を作成しているところなので、国の作成した田園住居地域の基準はありますが、細かい県の基準がない状況です。都市計画課からは、県の細かい基準の作成については、今年度いっぱいかかると聞いています。

また、国は都市計画法の改正の他に屋外広告物法も改正し、「田園住居地域」を屋外広告物の禁止地域に指定できる地域に位置付けしております。

国の考え方としては法で「田園住居地域」を禁止地域に指定できる地域としており、禁止地域が相応しいとの認識を示していますが、埼玉県はどのように扱うのか、禁止地域にするのかどうか、県の「田園住居地域」の細かい基準がまだ決まっていないので、屋外広告物条例上での対応が未定というのが4の「田園住居地域」の状況です。

最後の5がプロジェクションマッピングの関係になります。この扱いが一番難しいところ

プロジェクションマッピングは屋外広告物になります。電子映像による屋外広告物です。今までの広告物というのは、脚があったりするがっちりした有体物でしたが、これは映像なので無体物になります。

屋外広告物法を定めたときは、このような無体物は想定していなかったと思うので、今までのものとは違うのではないかという意見が「規制改革推進会議」で出ました。参考資料1-4の5ページがその意見書になります。

この中で言っていることは、イベントなどにはプロジェクションマッピングはとてもいいPRの手法であるが、屋外広告物になるので屋外広告物法等の規制があり活用が進まない。活用を図るために規制を緩和しなさいという意見です。

特にラグビーワールドカップやオリンピックの開催が近いので、良いPRの手法として使用できるので早く規制の緩和を行うことというのが意見書の内容です。

それでは、具体的に何にどのように規制がかかっているのかと申しますと、プロジェクションマッピングは投影するところが壁面等になります。今、屋外広告物法等の規制だと壁面に投影できるのは、壁面の面積の5分の1までしか認められていません。やはりプロジェクションマッピングを行うなら壁面の全面に投影したい、例えば映画のスクリーンみたいなイメージではないと意味がないので、そのようにできるように規制を緩和しなさいという内容です。

それが参考資料1-4の4ページになります。これは規制緩和後のプロジェクションマッピングが可能となるエリアのイメージになります。上の図が現行の禁止のエリアで赤く表示しています。それを下の図のように、住居系以外のところは全部オーケーにしますというほとんど赤い表示のエリアがない状況の内容です。

例えば、コンサートを神社仏閣で行うことがあります。ミュージシャンの後ろに光を当てたりして映像を流していますが、そういうものは、今は都道府県等によっては禁止になっているところもあります。ですが、これが全てオーケーになります。

そうした方がいいのではないかという規制改革推進会議の意見を受けた国の考えです。

今国から通知されているガイドラインの内容については解釈が2つあります。1つがプロジェクションマッピングは、屋外広告物条例の規制に合わない、そもそも屋外広告物とは別な考え方のものであるから、新たに投影広告というガイドラインを作成したので、それに基づき新たな条例を定めなさいという内容です。

新たな投影広告条例を定めた場合は、今の屋外広告物条例に、投影広告関係の規制内容が

入っているので、重複するからその内容を取り除く必要がある。その取り除くための改正ガイドラインを通知するので、それを参考に現行条例を改正してくださいということです。

要するに条例に関する手続きを2つ行うということです。

今の条例からプロジェクションマッピングの内容を削除した改正をするということと新たにプロジェクションマッピング専用の投影広告の条例を定めることという内容のガイドラインの通知になっております。

もう1つの解釈が、この通知はイベント系を中心として行う前提で言っているのですが、今、埼玉県の屋外広告物条例では、許可を取らなくてもいい屋外広告物にイベントで使用する屋外広告物が入っています。

イベントで使用する屋外広告物の扱いは都道府県等によって違います。イベントで使用するプロジェクションマッピングについては、埼玉県では許可を取る必要がありません。しかし、ある県では、そこにスポンサーの名前が入っているので、屋外広告物の扱いになるから許可が必要になると言っています。都道府県等によって対応がまちまちになっている状態です。このことを規制改革推進会議は問題だと言っています。

それを解消するために、「国が見解を統一します。イベントの場合許可は要らない。」ということを明確に打ち出した内容のガイドラインで都道府県等に通知しています。ですが、埼玉県は既に、許可の適用除外にできるものの中にイベントで使用する屋外広告物は除くとしています。

ですので、県の条例では既にこのガイドラインの通知の内容は入っているため、条例改正をしなくてもいいのではないかという考えがあります。

国は、プロジェクションマッピングは現在の屋外広告物の規制の対象とはしないとした条例の改正を行うこと及びそれに伴い投影広告条例を新たに制定することという内容のガイドラインの通知を都道府県等にしています。

県では、プロジェクションマッピングはイベントで使用する場合は、その会場内であれば許可不要で大きさの基準の適用が無く禁止地域でも使用できるので、イベント用の屋外広告物の扱いのガイドラインの通知という意味で扱えば条例の改正が不要であるが、プロジェクションマッピングの扱いを明確にするということが必要と言うことのガイドラインという意味で扱えば、条例改正は必要であるとも考えられるので、どちらの扱いで対応するか検討しているところです。

以上が今回のガイドラインの内容です。少し長くなりましたが、御清聴ありがとうございます

ました。

○岡田議長 ありがとうございました。

内容が盛りだくさんで、これをどうやってまとめるのかですが、もう一度整理すると、報告事項の1番と3番をセットで御紹介いただいたということです。資料としては資料1の中にある大きく5点で、1番目の屋外広告物の安全性の確保の徹底は、今までの県の審議会で御案内いただいていたものです。

そもそもの発端は、札幌でビルの看板が落下して、そのときの瑕疵は誰に責任があるかという中で、取りつけた業者なのか、あるいはその建物の持ち主なのか、その責任の所在が曖昧だということです。

再発防止のためには少し強化をする必要があるのではないかとということで、九都県市首脳会議の中で、埼玉県としては当初、ルール化いわゆる点検等をきちんとしようという話になっていたのです。

ただ、御承知のとおり県内の看板の数は相当数になるものですから、これについて全てに縛りをかけようと思ったら、とても監視し切れるものではない。

先程御紹介にあったように、まずはそれぞれの市民の認識を高める取組から始めていこう、つまり、ルール化でいくのではなくて、まずは意識の向上に努めていこうということになり、しかるべき団体に都県市の方々が御説明に向いて、その団体や各市町村に色々なイベント的なものを働きかけた。

私も、越谷市の景観審議会に相当する景観評価委員会でその取組に対する報告を先日受けました。かなり浸透していて、越谷市内の商店街を地域の方と屋外広告業団体の方や行政の方と一緒にまち歩きをして、どういうところが危ないのか、はたまた打音の試験という、音とかを聞きながら、何か不具合があるか健全性をチェックして、非常に好評だったという報告を市の担当から受けたところです。まず、そういう話が1点目です。

2つ目は公共デジタルサイネージで、屋外広告物でいわゆるデジタル系のものの設置を図って、そこに広告を載せて収益を上げていこうということです。

ある意味、経済の論理で景観の視点とはまた別のところでこのニーズが高まってきているという話だと思います。

それと同様に、3つ目がエリアマネジメント活動の財源確保で、通称エリマネと言われていたものですが、知っている方は詳しく御存知のとおりで、そのエリマネにおいて、いわゆるまちづくり団体等の組織が収益を上げていく中のかかなりの収入源が広告です。特に都心の



駅の近く、地下部分とか、あるいは駅周辺部に広告を掲出させ対価をもらう。これがかなり主流になっていて、大手町周辺のものはかなり広告で収益が上がっているということです。

ただ、経済の論理だけで、広告、広告ということで、どんどんまちの中に掲出されていっていかどうかというところが、今県の中でも非常に悩ましいという話だったと思います。

特に、屋外広告物掲出禁止地域であっても、エリマネ広告の掲出を許可するという流れに、どうもなりそうとか、なりそうでないとかの瀬戸際だというお話でした。

4番目の田園住居地域、これは都市計画の専門の方は御案内のとおりだと思うのですが、一般的には聞きなれないお話だと思います。

要は市街化区域の中に用途地域があって、その中で新たに田園住居地域というエリアを設定しようということなのです。

そもそもの発端は、都市農地の中の農地の保全です。いわゆる都市の農地を今後残す方向で取り組んでいこうというビジョンがここ最近打ち出されました。全ての農地を用途転換して宅地化することはできるだけ避けていこうということなのです。

これについては詳しく話すと切りがないのですが、要は都市部の農地を残そうという中で、住宅と農地との共存のためのエリア設定が田園住居地域です。国としては、緑の風景、農の風景を大事にしながらということを見ると、広告物を禁止とする地域とすることが1つの考えとしてあるのではないかということです。

ここで1点確認ですが、埼玉県の中では、生産緑地はどの程度存在するのでしょうか。

○大和地主査 すみません、数は今把握しておりません。

○岡田議長 いずれにしても屋外広告物禁止地域にするかしないかは、県の実情からして非常に判断が悩ましいところなので、ぜひ委員の皆様にご意見を伺いたいという趣旨でございます。

5番目のガイドラインで出てきている話は、投影を要するプロジェクションマッピングです。壁一面、つまりダイナミックさが売りになるので、こういうものをどのように縛っていくのかという話です。

いずれにしても、これらの事項を串刺しにすると、県の1つの条例で縛り切れるものではないので、大枠としては市町村単位で、それぞれルールを考えていくべきではないかというのが、今日の叩き台になろうかと思います。個人的には、確かに地域の実情に応じて、それこそ大宮のような大きなアリーナがある場所と、それこそ長瀬とかのように、緑が中心に広がっているようなところでは、土地柄が違ってくるので、県で、十把一絡げでつくるよりは、

できるだけ市町村単位で考えていくのが方向性としてはあるのかなと思います。そういうことをもろもろ含めて、今日は諮問ではありませんが、是非、今日一堂に会した委員の皆様方に御意見を伺いたいと、そういう趣旨であろうかと思えます。

これを一つ一つかなり詳しく掘り下げると、到底時間が収まり切らないので、まずはざっくりばらんに、この5つの項目に対する質問をお受けしたいと思えます。

共通の認識が高まったところで、質問と意見をセットでその後、お伺いしたいと思えます。質問と意見は、なかなか不可分なものなので、2ステップ目としては質問と意見をセットでお伺いしたいと思えます。

まずはこの認識を深めるという意味で、単純に質問がある方は挙手にてお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○塩野委員 今後、危険な広告物を見つけた場合には、その所有者がわかれば、その人に連絡すればいいのですが、なかなかわからないことが多いと思うので、その場合にはその広告物の所在地の自治体に連絡することになるのでしょうか。

○岡田議長 事務局から回答をお願いします。

○大和地主査 基本は屋外広告物は許可制になりますので、許可を取った屋外広告物は地元の自治体でわかりますのでそこに連絡すれば持ち主がわかります。しかし、自家広告物、先程申した表札など、ある程度のものは許可申請をしなくてもいいという適用除外という制度がございます。それに該当していると自治体では把握していないので、持ち主がわからない状態です。何かの手段で調べることはできるかもしれませんが、連絡してもすぐにはわからない状態です。

○塩野委員 それでは、そのようなことでも通報するのは自治体へのほうがいいのですか。個人的にそういうものを通りとか歩いていて見つけた場合は、自治体、警察へ連絡又は緊急の場合とか考えられますよね。

○大和地主査 危険度のレベルによりますが、緊急だと消防署、緊急ではない場合は、その自治体の屋外広告物担当に、ここに危険な広告物がありますという情報を連絡すると、自治体はそのまま放置しておくわけにいかないなので、担当が現地に出向くこととなります。市町村は是正指導の権限を持っておりますので、持ち主をみつけるなどを行うという流れです。

○岡田議長 他にいかがでしょうか。

○田中委員 背景の中で、国が専門家による点検の義務化を盛り込んだ屋外広告物条例ガイドラインの趣旨を説明しているわけです。ガイドラインとしてこの改正に着手したのですが、

義務化を盛り込んだということは、具体的な行動として、この後どのようなことになるのでしょうか。

○大和地主査 それについては、国からこのようなイメージというものが出ています。それは、3年に1度のスパンで、最初の10年目までは目視点検、それ以降は打音点検と、段々点検のレベルが上がっていきます。16年を超えたら毎年点検にするなどの基準が示されています。ただし、それをどう運用するのかは自治体の考え次第で、国からはこのようにするべきだというのは出されておられません。

○田中委員 判断は、全て自治体に任せるということですか。

○大和地主査 そうです。そのため点検できる有資格者をどの資格にするのかも自治体判断のため、どの資格にしたらいいのかがなかなか難しいところですので、今県の中で検討課題となっています。

○田中委員 そうすると、その自治体の中にある資格者はその自治体で点検ができるのですが、そこにいる自治体の中の資格者は他県に行って、日本のどこかに行ってやることは、何か非常に難しいですね、全国共通の資格であれば良いですが。

○大和地主査 言われるような全国共通の資格という概念で考えてはいなくて、自治体ごとにこの資格者しかできないというように決めているので、A県ではこの資格の人はいいが、B県ではダメという、今はそういう状態です。先に条例改正を行った自治体での資格者の規定はそのようになっています。国のガイドラインどおりに資格者の規定を盛り込んで条例改正を行っているところもありますし、ガイドラインの内容を自治体の考え方に加工しているところもあります。

○田中委員 ガイドラインでの資格も、屋外広告士って「士」の名前がついているからね。

○大和地主査 実はその屋外広告士ですが、屋外広告士はつくるときの耐力は計算できますが、経年劣化で何年後にはどれくらい危険になっているということについては、最近検討され始めたことなので実際にはよくわかっていないと思われれます。

点検は、点検に特化した知識を持った方が行うのがいいのではないかと屋外広告業界では考え、そのため、経年劣化について学んだ専門の点検士というか、新たな民間資格者の育成を、今屋外広告業団体で行っているところです。現在は約3,800人いるとのこと。

○楠委員 育成を屋外広告業界で始めたのが2年前です。こういうことが話題になってから始まりましたので、まだ全体的には浸透してはいないのですが、これから屋外広告業をやっている者の中では、この資格を持っている者が増えていくと思います。

埼玉県を初めとして、この資格者による点検を条例で義務化して施行していただければ、屋外広告業界としてはありがたいと思います。

○岡田議長 そのためには、まずは市町村の一番土地に根差した地域の方々の意識を啓発するところからニーズを高めていかないとならないということですね。資格をつくったからといって、なかなか社会に浸透していかないという、また、最初のイロハのイの段階なのですね。各団体から市町村の方々に呼びかけして、まずはまち歩きを行って周知を行うという、そういうステップなのですね。少し時間がかかるような話でしょうが。

田中委員、よろしいですか。

○田中委員 本日はまだガイドライン案の説明みたいだから、これを見ますと県はまだ方針が決まってないみたいですね。

○岡田議長 他にあれば、はい、どうぞ。

○梶島委員 まず1つは、これは長谷川委員（熊谷市副市長）に伺うのがいいのかもしれないのですが、例えば公共のサインとか民間のサインとかの設置状況、あるいは現況がきちんとデジタル化されているのでしょうか。つまり、紙の台帳では、とてもじゃないですが、例えば3年経った、10年経った、13年経ったといっても、らちがあかないですね。これがきちんとデジタル化されていることが前提になって、そういう話が出てくるのではないかと思います。今の地方自治体はどういう状況なのか、その情報管理がどうなっているのかをお伺いしたいのが1点目です。

もう1点は、ここに、自治体等を通じて商店街にアンケートをしたと書かれています。これを全部受ける自治体は大変だったと思いながら、せっかく回答されたので、結果を御報告いただけると、私達としても嬉しいし、答えてくださった自治体も答えが良かったかと思います。

以上の2点です。

○岡田議長 最初の質問、熊谷市の一事例はいかがですか。

○大和地主査 事務局から回答いたします。先程の御意見の広告物の台帳管理については、熊谷市ではエクセル等で管理しております。今熊谷市ではGISに載せるかどうかを検討中のことです。位置等の把握もしていきたいと考えているとのことです。

○梶島委員 そうすると、概ねこの辺りにある広告物は、これはもう10年経ったからチェックが必要だということも把握できるようになるということですか。

○大和地主査 屋外広告物は許可制で最長3年になっておりますので、3年を経過しても更新

申請されない方に催告を出す関係があります。市では催告を行うためにそのような管理を行っております。

○梶島委員 ありがとうございます。とてもいいことだと思います。

○岡田議長 それと関連して、管理についての先進的な市町村は県内でどこかあるのですか、モデル的な市町村です。GISに確かに落とししてくるとまた随分違いますね。

県としては、まだそういうことを行っているところがどこかあるかはわからない、市町村が個別で今やっている状況ですか。

○大和地主査 そうです。この場では申し訳ありません、把握しておりません。

○岡田議長 そうですか。

なるべく情報をお互い共有して行っていくのがいいと思います。情報統括できるのが県で、県にはその役割があると思うので、先進的な取組があれば、ぜひそういう方向で行ってほしいというアドバイスを市町村に授けていってもいいのかもしれないですね。

○梶島委員 それができれば、さっき塩野委員がおっしゃったように、市民がその情報を御覧になって、これ危ない、持ち主は誰だろうとたどっていけるのですが、そういうものがないと、やっぱりブラックボックスに入ってしまうという感じですね。

○岡田議長 シグナルを発するという意味でも重要かもしれないですね。

○田中委員 その件で、参考までですが、私はかなり前に北米のほうへ都市計画の研修に行ったのですが、ポートランドというところにメトロというところがあって、そこはNPOが一元的にまちのデザインコントロールということで行っているところです。常に空から、この場所は例えば開発がされたなとか、そういう違反がないような形で常に見張っているのです。それもNPOがやっています。小さな市町村だけではそれは不可能なので、一定の大きな自治体をまとめた中でそういうシステムで行っています。常にそういう変な開発がされないようなことを見張っている、それは、看板まで全てよく見えるのです。そういうデジタル時代だなという、確かに今の御意見で感じました。

○梶島委員 確か市川市かどこかが、GPSにも落とし込んで、広告、看板等々のデータベースをつくっていたと思います。そういうところが少しずつ出てきていますので、ぜひ参考にしてください。

○岡田議長 2つ目のアンケートのフィードバックについてはいかがですか。

○大和地主査 アンケートですが、今月の初旬まで行っていたのでまだ集計作業中です。アンケートを行ったのは7市町で、約3,200件に配って、回収が380件ぐらいです、約1割のデー

タが回収できています。今アンケートのデータを精査中なので、細かいことは回答できませんが、規模はその規模で行っています。

○梶島委員 ぜひ、次回に御報告いただければ、回答者も答えがいがあつたと思います。

○岡田議長 前回の審議会までは、九都県市首脳会議の広告物の安全管理の強化の取組については逐次、この会で報告してほしいというリクエストを重ねて、そのとおり実行して下さったところですが、引き続き、今度はアンケートのフィードバックについても、ぜひ次回、開示いただけると、大変我々としても役に立つかと思えます。

○楠委員 実際、大手企業から点検の依頼はかなり増えています。やっぱりそういう取組の効果はかなりあると思えます。

○岡田議長 この1つ目の報告事項については15時15分ぐらいまでを目途にしたいと思えますので、質問に加えて御意見もあれば、あと10分ぐらいですが、自由に御発言いただけたらと思えます。

○藤井委員 質問ではなくて、意見に近いと思うのですが、老朽化した建築物の対策も関連しているかなと思っております。

空き家の空き家対策特別措置法などで特定空き家の指定などが出ていますので、住宅だけではなくて、本当に危険な、例えば住宅と店舗が一体になっているようなところの看板が落ちかけているものを特定空き家として対策している自治体も、埼玉県内ではないのですが、出てきています。ですので、場合によってはそういう空き家の対策との連携などの視点で対応するもいいと思えます。特に問題になるのは古いもので放置されているものだと思いますので、空き家との連携とかも考えられるのかなと感じました。

○岡田議長 それは御意見という形ですね。

他にいかがでしょうか。

日本のある大きな観光地の駅前が一番いいところに、ある大手の安売り店の看板がドーンと出ています。それがガラスに包まれてあたかも室内から出している看板ですという形で、大変大きな看板が駅前にドーンと出ています。これについては、いわゆる屋外広告物の規制なので、屋内から外側に向けて置いている看板は規制できないという話もあるのですが、千葉県流山市では屋内にある掲出する表示についても、規制をしようとして今条例化に動いている状況があるので、参考にさせていただくといいかなと思えます。私がたまたま今アドバイザーとしてそこでやっているのですが、屋内の、特に薬局店とかチェーン店が色々と屋内から外側に向けて出しているところがある、それを条例で縛っていこうという動きがある、

これは1つの情報提供になるかと思えます。

他にいかがでしょうか。

○朝倉委員 屋外広告物のチェックをする、取締りというのでしょうか、もちろん商店街でやっていただくのが一番いいかと思えますが、やはり観光地の場合は美しい景観ってすごく大切な財産でありますし、今、埼玉県内のほとんどの市町村に観光協会があると思えます。観光協会も、こういうチェックには御協力いただけると思えますので、商店街と観光協会とが一緒に見ていただくという、チェックの母数を広げていくことに観光関係の団体も協力をいただければいいかなと思えます。

それから、公共デジタルサイネージについてですが、わかりやすい案内板が観光地の交通の拠点や、観光客の行きそうなところにきちんとあるのは、すごく大切なことだと思います。今、スマホで何でもわかると思われる方もいるかもしれないですが、やっぱり大きな地図で自分がどこにいるかを確認する作業は、日本人でも外国人でも、知らない場所に行ったときに凄く大切だと思いますので、これはぜひ公共団体にたくさんデジタルサイネージの案内板を設置していただきたいと思えますし、それに広告収入を使うというのはどんどんやっていただいていいかなと私は個人的に思っております。

それから、5番目のプロジェクションマッピングです。これはイベントということでお考えということでしたが、これは夜しかできないという特性があります。本当に観光地では夜の人集めにもの凄く効果があると思えます。皆さん御存知のディズニーランドも、プロジェクションマッピングを夜やっているのは、いかに夜まで滞在時間を延ばしてお金を使わせるかというためです。あのディズニーランドもやっていますので、ぜひ本当に埼玉県内でもいろんな観光地で夜の魅力の1つとして、プロジェクションマッピングを使っただけののであれば、そこにもうどんどん広告を載せていただいて、本当にお金が落ちるような仕組みにいただけると、そのお金を使ってまた新たなプロジェクションマッピングができることになろうかと思えますので、観光地を応援する立場の私としては、どんどん規制緩和をしていただけると、埼玉県がよりおもしろい観光地になるかなと思いました。

以上です。

○岡田議長 そういう掲出物は、プロジェクションマッピングでいえば、いわゆるアトラクション的なものであれば、それはそれで見ると人の目を楽しませることもあると思えますが、それが田園風景の広がるところに突如として現われてくると、そういう風景を楽しむにきた観光客のニーズに対していかがなものかとなってきます。そのせめぎ合いが非常に県の景観

行政としても悩ましいのではないかとということなので、冒頭、御説明があったように県全体でルール化するよりは、地域の実情に応じて市町村の中でその地区の特性、あるいは地域の特性に合わせたルールをきめ細かに考えていくべきではないかという提案があったと思います。

以前、この審議会の中で上がってきた案件で、スマートインターチェンジを下りてすぐのところに大型商業店舗が複合的に建設される場所があって、その立地場所をきちんと示してあげないと、来客者の方が迷うだろうということで案内板を設置するという話がありました。ただ、それが禁止地域だったのです。それをあえて許可してくれないかという話があったのですが、この審議会ですべていろいろもんで結構紛糾しました。けれども、結果的には当該の町が手をおろされました。当該地域が非常に御理解してくださったところがあるので、県で十把一絡げともいえないのかなという気がします。

今、個別具体のいろいろな建設的な御意見をいただいているところですが、今日のところでもう一つ重要なのは、要は県で大きくりの条例を今後推進していくべきなのか、はたまた市町村が各地域の実情に応じて屋外広告物のルールを検討していくべきなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

地方分権というのがありますし、そういう方向で、今後、県の景観行政が動いていくことに対して、何か御意見ありますか。

○田中委員 もし、これがデジタル社会でインバウンドが利用するのを促進しようということであれば、一市町村ではなかなか難しいので、連携が恐らく必要だろうと思います。1つの単体のところではできるものは、地方分権の中でその地方に任せたいほうが私はいいと思います。連携が必要なときは連携するというので、そんな考え方です。

もう一つ、外国人が来て一番問題なのは、どこでも情報が手に入らない、Wi-Fiがないということです。デジタル社会だったら、情報関係はそちらのほうに恐らく、情報基盤をつくって移っていくのではないかと、こんな気がします。

○岡田議長 その情報基盤というのは、例えば、QRコードみたいなものですか。

○田中委員 それもそうですし、それから指さし機能とか、いろいろ出ていますが、どこでも情報がネットで入るといっていい形ですね。外国人に対してはその機能に移っていくのだろうと思います。

○岡田議長 あからさまに映像で全てを出さずとも、例えばQRコード1つで、小さなもので大きな情報が得られるという社会にもなっているから、今後は県の景観行政としても、



少しそういう情報が共有できるシンポジウムなどをやっていくと、冒頭、いわゆる広告物の台帳管理がどうなっているかという情報共有にもつながると思うので、そういうシンポジウムや懇談会などを展開していくのもあろうかと思います。

今の田中委員のお話は、要はバランスで、市町村単独でできるものもあれば、連携しなくてはいけないものも出てくるだろうと。特に、この後出てくる議題の広域景観連携は、お互い市境を越えて見えてくるものをどうするかというところも出てくるので、そうすると県の立ち位置が非常に重要になってくることにもなってくるので、バランスで適材適所を考えていかなければいけないことになろうかというお話だと思います。

ちょうど時間がきましたがどうしてもという方はいますか。

○梶島委員 私は、ヨーロッパを歩いているとプロジェクションマッピングはすごく魅力的だと思います。それも、何かこう広場とか、まちのアーケードの中とか、普通の居住地の中、商業地と言ったらいいかな、そうした中でわりと星が飛んでいたり、月が散っていたりして、それを子供が追いかけていくみたいなの、何かそういう風景があって、やっぱり日本の夜の風景をどうつくっていくか、特にまちの中で、夜の景観、風景をどうつくっていくかは1つ大きな課題ではないかと思います。

けれども、プロジェクションマッピングが全ていいとはもちろん思わないし、これは場合によっては動きますので、隣近所との協議がきちんとできていないと、係争の種になったりもするのでそこは少し注意が必要ですが、やっぱり夜をどれだけまちが魅力的であり得るかを考えるには、このプロジェクションマッピングはすごく有効な手立てだと思います。

もう一つ、追加で言えば、それをぜひみんなでやってみないかって県がお勧めいただく1つのツールとして。この埼玉会館はプロジェクションマッピングには最適な建物なのです。設計者の前川さんが気に入るかどうかはわかりませんが、この建物の前面をマッピングすると、凄くさらに魅力的な建物になると思うので。ここは県の建物なので、ぜひ試しにやってみて、みんなこんなものがあるけれど、どうだかって、むしろお勧めいただけるような事を何か考えていただいたほうがいいと思います。

○岡田議長 桑田委員、いかがですか。

○桑田委員 先程の県と市町村の関係ということで、屋外広告物は色々なものがあるので市町村からの相談等に対して一元的に対応が難しいため、県の対応がグレーになってしまうのは仕方ないと思うので、私も1件、1件の個別対応が必要と考えますが、ベースとして県が厳し目に規制をかけておくけど、それに対して許可とかに関しての手続をなるべく簡素化とか

迅速化するようにできるようにしておいて、市町村の裁量がそこで発揮できるような、そういうやり方があるのではないかと考えています。

○岡田議長 なかなか、こういろいろな意見が出てくる、今日は結論を出すわけではないので、難しいところがあると思いますが、満遍なく意見が出たのではないかと考えています。

引き続き、県の景観行政としてどういう道筋でいくのかを重ねて協議を進めていただけたらと思います。

それでは、続いて次の報告事項、「広域景観形成の取組について」、事務局から説明をお願いします。

○日野主査 田園都市づくり課の日野と申します。

報告事項2の「広域景観形成の取組について」、内容としては歴史のみち広域景観形成プロジェクトの方向性について御説明します。着座にて説明します。

資料2を御覧ください。説明に先立ち、前回の景観審議会の閉会後には、お忙しい中、委員の皆様にご意見交換の時間を取っていただき、ありがとうございました。また、その際、時間が取れなかったこともあり、後日、意見照会をしたところ、多くの意見をいただきありがとうございました。

今回、説明する内容は、委員の皆様からいただいた意見を参考にして、その後、プロジェクトとして取り組んだ内容の報告となります。

説明は、初めに意見交換した内容のおさらいをして、次に委員の皆様からいただいた意見を踏まえて取り組んだ内容、最後にプロジェクトの方向性について御説明します。

まず、意見交換した内容ですが、1ページ目になります。歴史のみち広域景観形成プロジェクトの概要ですが、このプロジェクトは旧街道や旧宿場町などの歴史的な拠点や軸を明確にして、埋もれている景観資源を発掘し、保全・活用を行って、最終的には市町村の域を超えた広域景観形成につなげていく取組で、地域で活動している団体、市町村、県が協働して取り組むものです。

また、2ポツ目ですが、市町村とともに地域住民が主体となった景観法活用によるまちづくりのモデルを構築して、その取組を県全域に波及させるという趣旨の取組となります。そのために、県は景観資源が豊富で地域の景観保全に係る活動が活発なところを歴史のみち景観モデル地区に選定して、原則3年を限度に景観まちづくりの活動を支援する取組で、またモデル地区の数を増やして、広域的に何かテーマを展開していく取組となります。

市町村は、地域の団体と連携して、まち歩き等の啓発活動をして、最終的には地域特性を

生かした景観ルールづくりを推進していく取組となります。

歴史のみち景観モデル地区ですが、平成23年度に3地区選定し、平成29年度までに8地区選定しているところです。

その下ですが、意見交換時に説明した現状と課題ですが、1つ目としてモデル地区に対する県の支援が原則3年としていたが、地域で自ら景観まちづくりが進められていない地区があり、3年を過ぎた今でも、県の支援が継続している地区があるこういった課題があります。現状であり、課題です。

2つ目として、市町村域を超えた良好な広域景観形成を目指していたが、モデル地区がこういう状況ですので、なかなか広域的な展開に発展していない課題があります。

3つ目として、こういった中でも埼玉県ではオリンピック、パラリンピックなど大規模イベントの開催が近くに迫ってきたので、県内の魅力ある景観資源の発信をどうしたらいいか、御意見をいただいたところです。

2ページ、3ページを御覧ください。委員の皆様からいただいた意見をまとめたものです。意見交換は2つの視点で行いました。資料は2つの視点である歴史のみち広域景観形成プロジェクトに対する意見、県内の魅力ある景観資源の発信に対する意見に分類して記載してあります。

歴史のみち広域景観形成プロジェクトに対しては、何でそうなったのかという課題や問題点としての意見、今後、より進めていくために、県の関わり方やモデル地区個々でどうやったらいいのか、広域的な連携施策としてはどういうことがいいかという、展開や取組の意見をいただいています。

少し御紹介します。歴史のみちのプロジェクトの課題や問題点としては、モデル地区の意味合いや将来のビジョン、目標が、県、市町村、地元で共有されていないため、広域的に発展しない、地元が自主的になれない、このような問題があるのではないかという意見をいただいております。

こうしたことを踏まえて、今後の展開、取組として、県は、もっと地元に関わりを持ったほうがいいのか、プロジェクトをきちんとファシリテートとしていったらいいのではないか、また、8地区の中でも発展性が高い地区に力を入れていったほうがいいのか、そういった工夫を今後どんどんしていったほうがいいのかという意見がありました。

また、モデル地区への取組は、日常的にまちに触れる機会を増やして、使いこなしてもら

う、多くの人に来てもらう、そのような取組の工夫をしたらどうかという意見がありました。

広域的な連携施策については線的に展開していく、何かしらテーマを挙げて繋いでいかないとアピール性に欠けるのではないかという意見がありました。

最後に、発信手法としては、今の時代は、ロコミやインスタ、そういったツールの活用や、せっかく来ていただいた方へのアンケートの実施と内容の工夫、またパンフレットなど目につくものは、パッと見てわかるものとなるようデザイン戦略が必要ではという意見がありました。

4 ページを御覧ください。

こうした貴重な御意見をいただいて、県では検討など時間を要するものもありましたので、まずはすぐに取り組めるモデル地区との共通認識を図ることや、取組のノウハウを広めていく、まち歩きの広報等を工夫していく、このようなことから取り組み始めました。

具体的には、こちらに記載してあるとおりで、1 番目は例年行っているまち歩きですが、参加者からいただいた意見を景観改善に活かせるようにアンケートの工夫を行っております。

2 つ目は、意見の中でプロジェクトの目標の設定が3年で行政の担当が替わることが原因でなかなか取組の積み上げにつながらないという意見がありましたので、まずは県と市町の担当で目的や到達点、課題について共通認識を図るため、景観モデル地区カルテを作成して、地区別にヒアリングを行いました。また、ヒアリング時に県、市町、地元団体の役割を、どうしたらいいか意見交換しております。

3 つ目ですが、展開、取組などへの県の関わりとして、取組のノウハウを広げていったほうがいいのではという意見がありましたので、埼玉県景観行政連絡会議という全市町村が集まる会議でモデル地区の取組状況などを事例発表して、各市町村の意識醸成を図るとともに、取組の参考にしていただいております。

4 つ目、5 つ目については、景観まち歩きの実施に当たり工夫した事例です。「まちを使っていたかく」や「景観を見てもらう取組と共に喜びを与える仕掛けが必要」という意見がありましたので、埼玉県の中に彩の国さいたま人づくり広域連合という市町村、県の職員があるテーマを設定し、共同研究を行っている部署があります。そこで今年、「埼玉の地域資源の再発見・利活用による愛県心醸成プロジェクト」を研究課題として行っております。こちらでまち歩きイベントを活用していただき、アンケートの分析や研究報告書などを作成していただきますので、取組の参考になるデータなどが得られることを期待しています。

また、各地区の取組として、粕壁宿では日光街道埼玉6宿スタンプラリーという鉄道会社

とタイアップしたイベントを例年行っておりますので、こちらのパンフレットにまち歩き等の内容を掲載して広報を行い、広く周知しております。

また、和紙のふるさと・小川町地区では、小川町との意見交換の中でもっと活用したほうがいいのではないかという話をしたところ、NPO法人などが主催する全国町並み保存連盟の関東ブロックの会議である関東町並みゼミの研究集会の会場となるなど、NPO団体と町が中心になり、景観の保全、活用の取組を進めているところです。

最後に、今後のプロジェクトの方向性についてですが、現在、モデル地区のカルテをつくり共通認識を持ちながら、目標達成に向けて取組を進めているので、県としてはきちんと進捗管理を行いながら引き続き各地区を支援していきたいと考えております。あわせて、広域的な連携施策や県、市町、協働する団体の役割、県の関わり方を検討して、プロジェクトの成果を伸ばす施策を検討していきたいと考えております。

3 ポツ目になりますが、一方でそのプロジェクトの方向性である広域的な連携策の検討とは少し異なるかもしれませんが、モデル地区との意見交換や景観行政団体等へのアンケートで景観整備がなかなか進まない理由を調査したところ、住民との合意形成、意識醸成がなかなか難しいということ、まち並み景観形成に特化すると、住民が負担する建築物の外観修景費用の負担が大きいという2つの理由が挙げられております。

県としては、こうした課題にも対応するため、何らか支援ができないか、今検討しているところです。また、こうした課題に対応する支援策が個々のモデル地区の取組の発展につながればと考えているところです。

説明は以上です。

○岡田議長 それでは、皆様から御意見あるいは御質問等があれば、お受けしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

私1つあるのですが、今後いかに拡大していくか、あるいは成果を出していくかも大事ですが、県のプロジェクト、川のプランから始まりました広域景観形成プロジェクト、川から始まって、いわゆる流域連携のようなことをやり、その後に歴史のみちということで、川から道に変わってきています。その中で、モデル地区があって、冒頭で書かれているところを見ると、それなりにまだ継続的に取り組んでいるところもあります。それはそれで、僕は非常に素晴らしいことではないかと思いますが、その辺はどのように今後県は関わっていくのでしょうか。いわゆる3年という期間が過ぎて、まだ継続的に取り組んでいるが、県としては期間の切れ目が縁の切れ目みたいになるのか、その辺何か考えはお持ちでしょうか。

○日野主査 今、岡田会長から話のあった新河岸川の広域景観形成プロジェクトでは、初めは県と各地域のNPO団体が一緒になって取り組みましたが、最終的に市ごとに分かれているNPO団体が新河岸川を一つの象徴にして、新河岸川広域連絡会をつくりました。現在も引き続き良好な景観づくりに取り組んでおります。この団体への県の関わりとしては、総会にオブザーバーとして参加したり、あるいは毎年勉強会を団体が開いていますので、景観アドバイザーを派遣したりしている状況です。歴史のみち広域景観形成プロジェクトについては、今後どのようになるかわかりませんが、新河岸川と同様な支援ができるかと思っています。

○岡田議長 県から働きかけて成立しているプロジェクトなので、それを目的にかなった形で今もなお継続的に実行しているケースにおいては、私は褒めるといふか、エンカレッジしてもいいのかと思います。つまり、やってくれてそれで終わってしまうのではなくて、それなりに一定の成果が見込まれた時には、表彰制度みたいなものを設けて、それは担当課だけでもいいと思いますし、多分、県知事の名前ですと、稟議がいろいろ大変になってしまうと思うので、非常に簡易な形で、できる範囲で結構なので、褒めてあげる、景観づくりはそもそも人づくりから始まってくるので、そういう取組があってもいいと思います。かなり難しいのでしょうか。

○日野主査 表彰という観点ですと、硬い話で申し訳ないのですが、県の表彰規定がありますので、なかなか難しいというのが事実です。感謝状などでできるかどうかは、他の部局で対応している事例があると思いますので、研究しながら、この審議会の意見となれば、検討していきたいと思います。

○岡田議長 是非、これは県行政と地域との信頼関係にもなると思います。感謝状で十分と思いますので、検討を進めていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

○塩野委員 この歴史のみち景観モデル地区に選定される前とされてからで観光客の増加の効果はあったのかということと、最近、このルートを巡るツアーがこちらの課の主催であったかと思いますが、その時の参加者の人数等教えていただけますか。

○日野主査 歴史のみち景観モデル地区の選定と観光入込客数についての関係性は、データもなく、示すことができません。まち歩きについては、本年度、6カ所でやっており、広報がうまくいったのか、募集人数に対して参加申し込みが多く、早いところで2日、3日、遅くても1週間ぐらいで締め切っております。このような取組に興味を持たれる方が多かったかと思っております。参加人数は、各地区で募集定員にばらつきがありますが、30人前後は参加

している状況です。

○塩野委員 特に、歴史のみち景観モデル地区に選定された自治体から、各実際の数や効果は数字では難しいにしても、例えば、増えましたよとか、そのまちからそういった声が聞かれたことはあったのでしょうか。各選定地区の実感というのでしょうか。

○日野主査 実感になるかわかりませんが、各地区からは、例えば、景観重要建造物の指定につながった、景観の取組みをやったことによって興味を持っていただいた、訪れた方がいたという情報は聞いています。次の次の話で少し触れますが、総じて効果はあったのかなと感じています。

○鈴木委員

川越は立派な市街地と歴史のあるまちと認識しております。ただ、それ以外の地域で、これからそういうまちづくりをしようといっても、5年、10年でできるものではありません。つまり、私が申し上げたいのは埼玉県にある景観資源の活性化が大事なのではないでしょうか。今私どもがやってきた歴史のみちの取組は、地域にあるモデル地区が非常に盛り上がっていると、私は個人的には感じております。参加者の応募に私も全部に手を挙げたのですが応募を始めてすぐにいっぱいになってしまうのです。つまり、ぎりぎりいっぱいなのでごめんなさい、そうではないのです。応募が始まって、すぐいっぱいになってしまうのです。つまり、大変盛り上がっていると感じております。私も幾つか参加し、あるいは参加できないところは私個人が自分の車でその地域に行って見てまいりました。つまり、新しく歴史をこれからつくるのではなくて、今ある景観資源をよりアピールして、県民に、あるいは首都圏にアピールしていくことが大事で、それがこの景観の分野を活性化していく、私たちの役割でもあるし、あるいは県の所管の役割でもあると、このように思います。

ですから、お金をかけなくても、そんなに立派なまちができていなくても、そこを活性化させていくという、今のやっていることは、私はとても大事なことだと考えています。それを何というのでしょうか、いろいろな御意見があってもいいのですが、もうやめてしまって他のものという考えもありますが、いやむしろそこに工夫を凝らす、あるいは今ある資源でまだ着目されていない資源をさらに活性化するように目を広げていくという考え方も大事ではないかと、そのように思います。

○岡田議長 事務局の方々、いかがですか。

○日野主査 貴重な意見をいただきありがとうございます。鈴木委員がおっしゃられたとおり、非常に興味を持っている方が参加しており、アンケートでも好評をいただいております。こ

の取組は地元で詳しい方がまち歩きのご案内をしていただくものです。見るだけではなく、歴史やまちの成り立ちなどを説明いただきますので、参加した方からは良くわかったとの言葉をいただいております。また、景観形成の視点では、こういったところをもっと活かしたほうがいいのではないか、もう少しこうして改善したほうがいいのではないか、という意見をいただきながら行っている取組ですので、まだ見つからない資源は、こうした中からどんどん見つけていけると思っています。まだ見つかっていない資源はたくさんありますので、その活用は県としてもできるかと思っております。

○岡田議長 よろしいですか。では、御意見として承ります。

○梶島委員 私的な意見となりますが、つい最近、この中の何か所かを訪ねる機会があったのですが、この中では深谷と小川はテーマが明確ですし、そこには有形無形の遺産がまだそこそこあります。それが連続していないところが残念ですが、この2つのまちに関しては、なおかつそこを何とかしたいという主体も何となく見えているのです。

私は、こういうところをもう少しきちんと整備することが埼玉県全体にとってとても大事だと思います。

○岡田議長 建設的な御意見をいただきました。

よろしく願いいたします。

次の議題に入りたいと思います。「埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて」、事務局の説明をお願いします。

○日野主査 引き続き、日野から説明します。資料4を御覧ください。

これは専門家アドバイスの取り扱いを示したものでございます。この資料は過去の審議会でも説明しております。繰り返しになりますが、確認の意味も込めて、改めて御説明します。

専門家アドバイスは、埼玉県公共事業景観形成指針に定められた運用システムの1つになります。アドバイスは基本設計段階と施工段階という2つの段階がございまして、基本設計段階のアドバイスは基本設計を行った公共事業のうち、景観形成上特に重要なものについてアドバイスをいただくものです。施工段階は、基本設計段階でアドバイスを受けた工事が完了した後に、今後の取組に活かすためにアドバイスをいただくものです。

2の専門家アドバイスの取り扱いですが、事業を進める上ではいろいろな制約があり、受けたアドバイスを全て実施することは困難な場合があります。そこで実施設計に反映させることを、義務付けしないこととしております。

また、アドバイスを受けた事例を参考にして、県の職員が配慮すべき事項や景観上の工夫



の仕方について、専門家の視点を知ることなど、新たな気づきを得る機会を主眼としております。

2 ページを御覧ください。

アドバイスの審議機関ですが、公共事業景観形成専門部会となります。昨年8月の景観審議会で設置されております。

4の平成30年度のアドバイス対象事業ですが、設計段階のアドバイスを行うことで調整していましたが、対象案件がありませんでしたので、設計段階はなしとなり、今年度は施工段階のアドバイスを行いたいと考えております。

網掛けになっている4つが現在、工事が完了しております。この中から行っていきたいと考えております。

なお、この網掛けになっている4つの事業の設計段階のアドバイスは、参考資料4の4-1から4-4として配布しております。古いものと、10年前くらいとなりますが、平成21年に行っているアドバイスがあります。一番最近ですと岡田会長も委員になられていた熊谷ラグビー場の改修工事となっております。

5のスケジュールですが、今後日程調整させていただき、来年1月に専門部会を開催し、第53回の景観審議会の内容を報告したいと考えております。

説明は以上でございます。

○岡田会長 これは、予告でよろしいですか。

今回、設計段階は該当なしですが、実は事例を抽出するのが非常に難しく、ここは県の景観審議会なので、県の管理する施設が中心となります。つまり、市町村が単独で取り組んでいるものに対しての関与するものではないので、タイミングよくめぐり会えばいいですが、なかなか難しいため、今回はなしとなっています。

平成29年度の草加市の産業団地は非常に良く、立地的な場所が越谷市と草加市の市境で、調整をうまくやっていかなければいけないのですが、県が入ったことで越谷市から見たときの団地の風景、草加市の中で見た団地の風景の両方がうまくバランスよくアドバイスできたので、県の取組としては非常にいい形で収まったと思います。その後、どこまで実効性が担保されているかわかりませんが、これは次回の審議会の時に事後報告があるのですか。

○日野主査 設計等進めていると聞いていますので、次回の審議会でも御報告できる範囲で御報告したいと考えております。

○岡田議長 では、ぜひ報告をお願いいたしたいと思います。

では、これは予告ですので、次に最後の議題に入りたいと思います。

飯能市の景観行政団体への移行後の状況について、事務局の説明をお願いします。

○日野主査 引き続き、日野から説明します。

資料5-1を御覧ください。

この報告は、前回の景観審議会で報告した「飯能市の景観行政団体の移行に当たって、県が指定した景観重要建造物4件をどう取り扱うか」のその後の状況を報告するものです。前回は、飯能市が景観行政団体になると、景観重要建造物の指定者が知事から市長にかわりますので、この景観重要建造物をいかにスムーズに、そして良好な状態で県が飯能市に引き継ぐかの課題に対し、その対応として、資料5-1の(2)の「飯能市の景観行政団体移行に当たっての景観重要建造物の取扱い」に示す対応スケジュールを御説明し、了承いただいているところです。

また、この説明をもって景観重要建造物の指定解除についての景観審議会の意見を聞いたことについても了承を得ているところです。

資料5-2を御覧ください。

前回の審議会以降の状況ですが、埼玉県と書いてあるところの真ん中あたりに県景観条例第14条、県景観審意見聴取(報告)、と書いてあるところ、これが前回の審議会、平成30年2月9日となります。

その後、平成30年7月1日に飯能市が景観計画を施行しています。これにより、飯能市が自らの指定の方針で景観重要建造物の指定ができる環境が整ったこととなります。

また、所有者等への説明、これが非常に重要ですが、7月から8月に行い、県の指定の解除と市が指定することについて、御理解を得ました。

その後、景観法や県や市の条例に基づく手続きを行い、飯能市は12月に開催予定の飯能市景観審議会で景観重要建造物の指定について諮問する予定と聞いております。スムーズにいけば、県の指定解除及び市の指定が平成31年1月頃になる状況です。

なお、所有者説明の中で所有者から希望があり、県が指定の際に設置した景観重要建造物のプレート、川口の鋳物の結構いいものでできていますが、県が指定したことを誇りに思っただいただいていますので、そのまま掲示してほしいという希望がありました。県としても、解除にあわせ取って市のものに張りかえる必要性はないので、県の指定と市の指定を並べて掲示すれば良いのではないかと、所有者ともそういう話になっております。

また、指定解除後、県の景観重要建造物をお知らせするパンフレット等にも引き続き掲載

してほしいとの希望があり、県としても景観形成の取組のアピールやPRになりますので、希望に添える形で対応していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○岡田議長 ありがとうございます。

何かこの件で質問はございますか。

無事に当初の予定どおりに進んでいることがわかりました。

ちょうど時間になりまして、本日は諮問がなく、大きく5つの報告事項を進めてまいりました。1番目の屋外広告物条例ガイドラインに対する取組としては、今市町村で個別に取り組んでいる情報を少し共有する必要があるのではないか、先進的な事例を集めて懇話会なりシンポジウムなりで情報の共有を図ったらどうか、あるいはアンケートのフィードバック、これは次回の審議会で、開示できる範囲で結構ですが、これらのリクエストがありました。

また、広域景観形成の取組については、新たなことに取り組むばかりではなくて、これまで取り組んできたものに対する感謝状なりの評価を与えてはどうか、これは私の心からのお願いで、先ほどの飯能市の話にもつながると思います。県が指定したことのレリーフはそのまま残したい、あるいはパンフレットに掲載されているものはそのまま残してほしいと考えるのは、県からの何かのアクションがあったことに対して、受け手側としては非常に喜ばしいことですので、ぜひ広域景観形成のこれまでの実績についても評価していただきたいというお願いです。

3番目の公共事業の景観形成指針については、これは桑田委員が部会長として担当されていますが、今年は残念ながら設計段階のアドバイスは開けなかったのですが、今後、施工段階のアドバイスを開催し、次回の審議会で報告があるとのことでした。

最後、飯能市の景観行政団体の移行後の状況については無事に移行完了に向けて進んでいるという報告でした。

最後、皆さん何か共通するところで、御意見申し上げておきたい内容がありますか。

よろしいでしょうか、何かありますか。

○塩野委員 基本的な質問ですが、アドバイスは県であらかじめ、こちらの課で一括して事業を決めてやっているのか、あるいは担当課所から審議して欲しいという依頼があるのか確認したいのですが。

○日野主査 毎年、各課所にどんな計画があるか照会して、その中から選定しています。

○塩野委員 わかりました。

○岡田議長 よろしいですか。

2時間にわたり、非常に盛りだくさんの報告がありましたが、以上をもちまして第52回埼玉県景観審議会を終了させていただきます。

私からは、最後に、今年もあっという間に余すところあと1カ月となり、委員の先生方にはぜひ良い新年をお迎えいただきたいと申し上げ、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○(司会) 矢部副課長 ありがとうございます。

次第の3、その他ですが、事務局からの連絡事項等は特にございません。

本日は、岡田会長をはじめ、委員の皆様には貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第52回埼玉県景観審議会を閉会とします。

次回の第53回埼玉県景観審議会は、来年の2月ないし3月を予定しております。日程の詳細等については、改めて御連絡しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

午後 4時07分 閉会